（登録認定機関の業務規程の規定事項）

第四十四条　法第三十六条において読み替えて準用する法第二十五条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　認定等の実施方法

二　認定等に関する手数料の算定方法

三　その他法第三十六条において読み替えて準用する法第二十五条第一項の主務大臣が定める事項

（登録認定機関の業務の休廃止の届出）

第四十五条　法第三十六条において読み替えて準用する法第二十六条第一項の規定による届出をしようとする登録認定機関は、同項の主務大臣が定める様式により届出書を作成し、当該主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の届出書の提出は、センターを経由して行うものとする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第四十六条　法第三十六条において準用する法第二十七条第二項第三号の主務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第三十六条において準用する法第二十七条第二項第四号の主務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録認定機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（登録認定機関の帳簿の記載等）

第四十七条　登録認定機関は、次項各号に掲げる事項について、第三十七条に規定する区分ごとに帳簿に記載し、当該帳簿を最終の記載の日から五年間保存するものとする。

2　法第三十六条において読み替えて準用する法第三十一条の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　認定等を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、法人番号

二　認定等の申請を受理した年月日

三　認定等の申請に係る施設の名称及び所在地

四　認定等をするかどうかを決定した年月日

五　前号の決定の結果

（認定農林水産物・食品輸出促進団体の認定の申請）

第四十八条　法第四十三条第一項の認定の申請は、同条第四項に規定する申請書に、同条第五項に規定する業務規程（以下単に「業務規程」という。）のほか、次に掲げる書類を添付してしなければならない。

一　定款

二　登記事項証明書

三　その他法第四十三条第一項の主務大臣が定める書類

（新設）

（新設）

（新設）